

議案第2号

札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部を改正する規則案について  
令和6年（2024年）3月29日提出

教育長 檜田英樹

札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則（昭和35年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月30日」を「9月30日（教育長が特に認めるときは、同日後で教育長が定める日）」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（理 由）

保護者等から徴収する共済掛金の納入期限を変更するため、本案を提出する。

議案第3号

札幌市教育委員会行政組織規則の一部改正について

令和6年（2024年）3月29日提出

教育長 檜 田 英 樹

札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

札幌市教育委員会行政組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1生涯学習部の項総務課の目第16号を削り、同目第17号中「及び学校」を削り、同号を同目第16号とし、同目第18号を同目第17号とし、同項生涯学習推進課の目の次に次のように加える。

学校支援課	(1) 教材及び学校備品の整備に関すること。 (2) 学校の経理に関すること。
-------	--

(2) 別表1生涯学習部の項学校施設課の目中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項保健給食課の目を次のように改める。

学校給食課	(1) 学校給食に関すること。 (2) 学校給食の関係団体に関すること。 (3) 札幌市学校給食運営委員会の庶務に関すること。 (4) 学校給食費の管理に関すること。
-------	--

(3) 別表1学校教育部の項教育推進課の目第11号中「就学援助審議会」の次に「、札幌市学校結核対策委員会」を加え、同目中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、第14号の次に次の5号を加える。

- (15) 北方自然教育園に関すること。
- (16) 学校保健に関すること（教職員の健康管理に係るものを除く。）。
- (17) 学校保健の関係団体に関すること。
- (18) 学校保健の専門的事項の指導等に関すること。
- (19) 学校保健に係る専門的及び技術的事項の調査及び研究に関すること。

(4) 別表学校教育部の項教職員課の目中第9号を削り、第10号を第9号とし、  
第11号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(札幌市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 札幌市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則（平成26年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。  
　様式1（その1）及び様式1（その3）中「(教) 総務課」を削る。  
(札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則（平成26年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。  
　様式1（その1）中「(教) 総務課」を削る。  
(機構改革に伴う勤務発令)
- 4 この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる職にある職員は、別に発令されないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職に発令されたものとする。

左欄		右欄	
部	課	部	課
生涯学習部	保健給食課長	生涯学習部	学校給食課長
学校教育部	幼児教育センタ 一担当課長	学校教育部	幼児教育担当課 長

##### (理 由)

令和6年度機構編成を実施するため、本案を提出する。

議案第4号

札幌市学校給食用食品工場等選定委員会規程の一部改正について  
令和6年（2024年）3月29日提出

教育長 檜田英樹

札幌市学校給食用食品工場等選定委員会規程の一部を改正する訓  
令

札幌市学校給食用食品工場等選定委員会規程（昭和28年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「保健給食課」を「学校給食課」に改める。

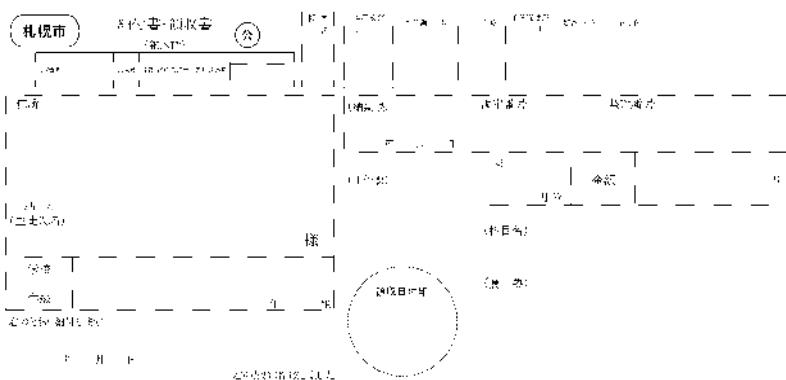
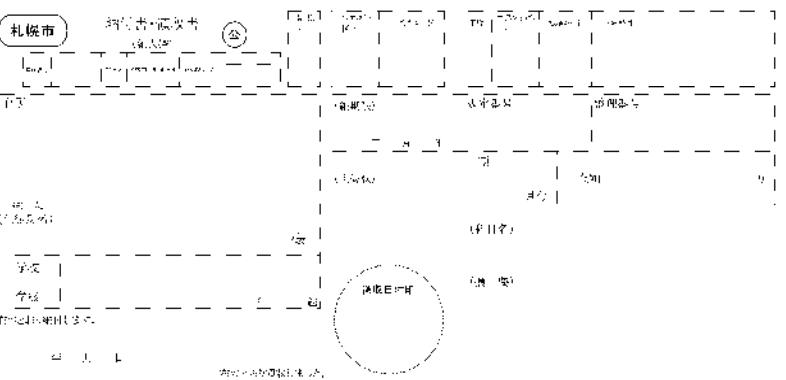
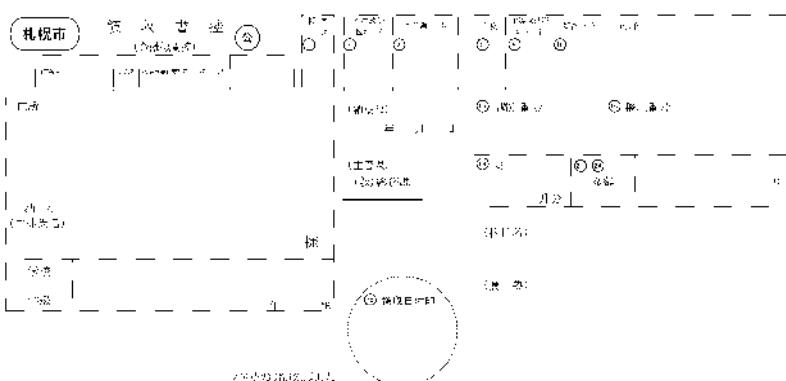
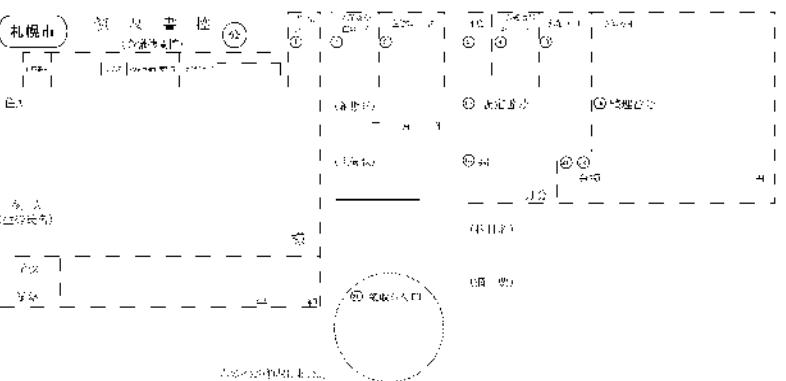
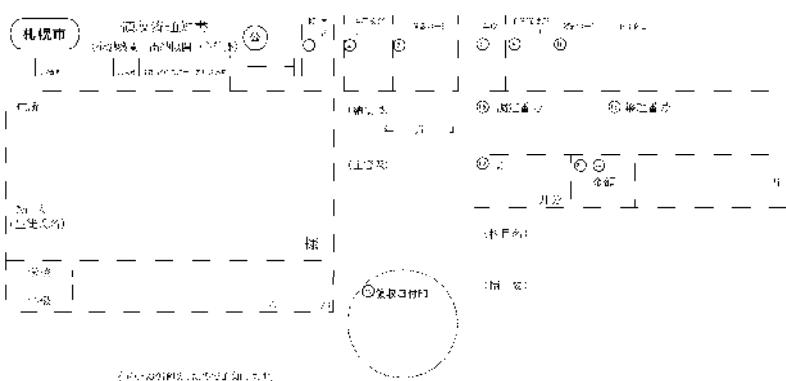
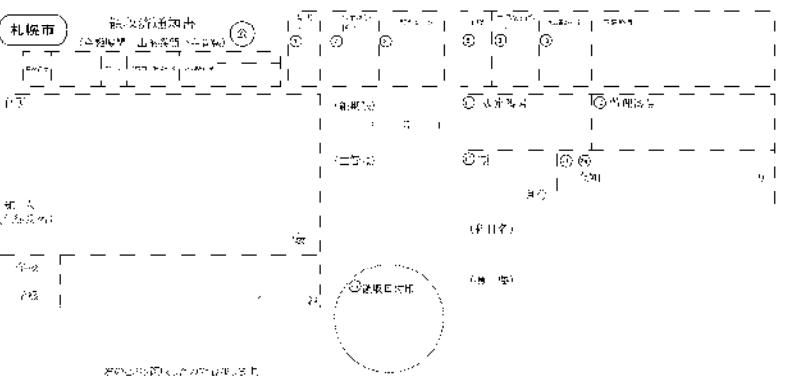
附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（理 由）

令和6年度機構改革に伴う所要の規定整備を行うため、本案を提出する。

札幌市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則（平成26年教育委員会規則第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<b>様式1(その1)</b> 	<b>様式1(その1)</b> 	
		
		
		規定整備

## 札幌市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則（平成26年教育委員会規則第12号）新旧対照表

様式 1 (その 3)

札幌市		納付書・領收書 (納入・支給書類用) (公)	住所	届出者番号 登録番号(中学校)
納入 (在籍氏名)	中学校名	年月日	金額	
様		(主書類)		
このふた枚は併せて1枚		領收書印押		
年月日		領收書印押		
札幌市		領收書控 (金券控除用) (公)	住所	届出者番号 登録番号(中学校)
納入 (在籍氏名)	中学校名	年月日	金額	
様		(主書類) (金券控除用)		
このふた枚は併せて1枚		領收書印押		
年月日		領收書印押		
札幌市		領收済通知書 (金券済用・付銷物用) (主書類) (公)	住所	届出者番号 登録番号(中学校)
納入 (在籍氏名)	中学校名	年月日	金額	
様		(主書類)		
このふた枚は併せて1枚		領收書印押		
年月日		領收書印押		

模式 1 (その 3)

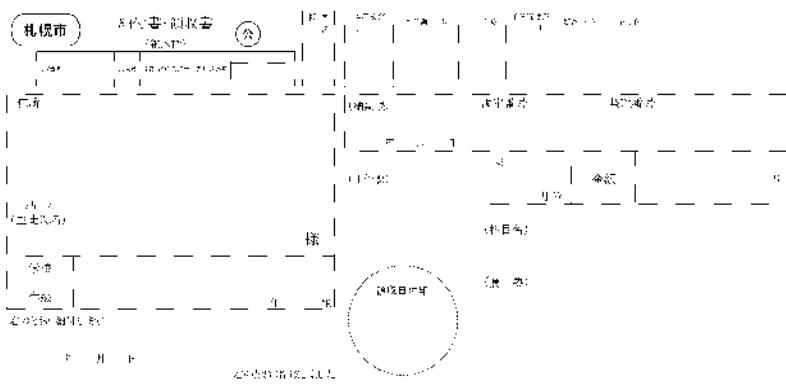
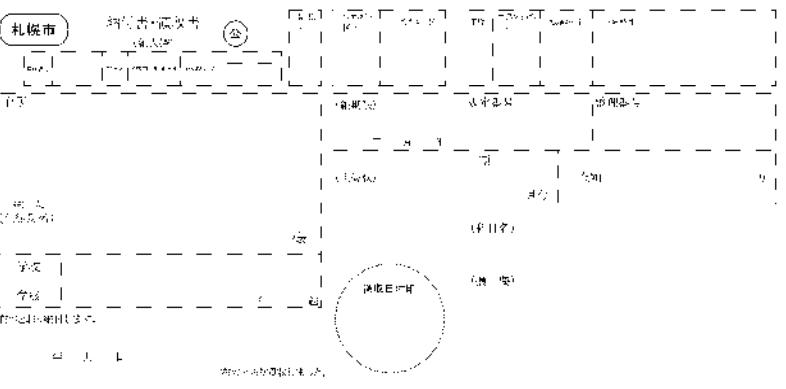
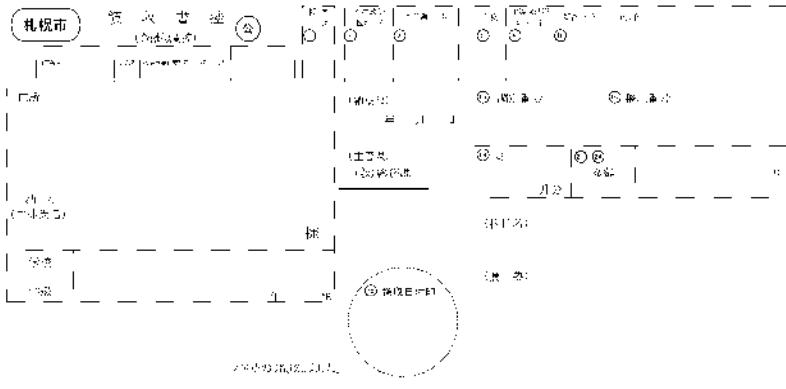
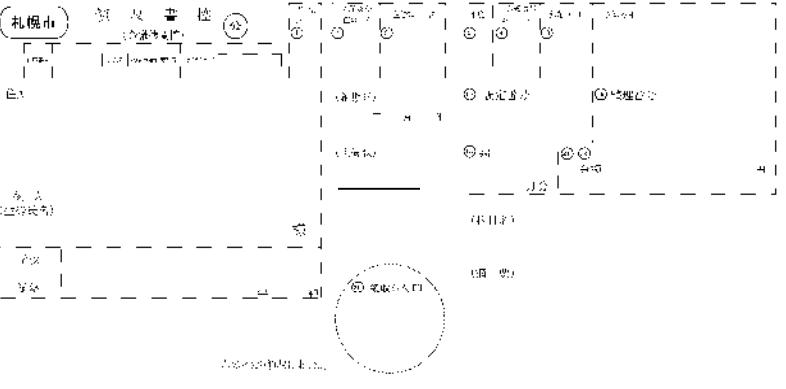
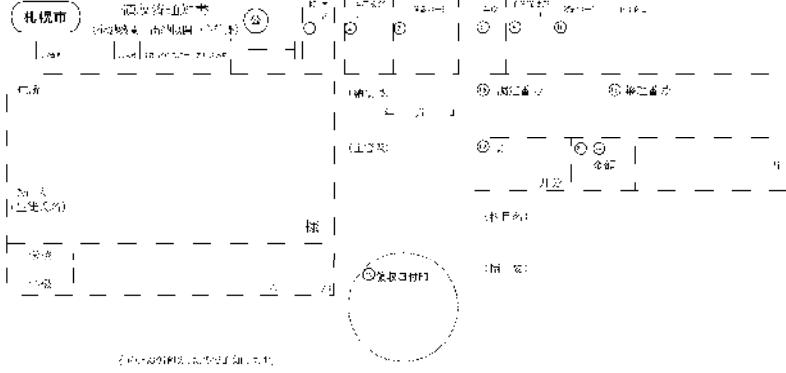
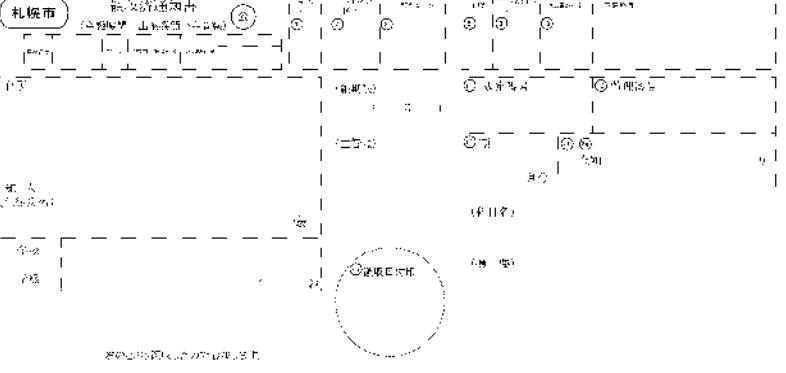
規定整備

札幌市教育委員会行政組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現 行		改 正 後		備 考
別表1（第3条関係）		別表1（第3条関係）		
組織	事務分掌	組織	事務分掌	
生涯学習総務課 部	(1)～(15) (省略)  (16)学校の情報化推進のための機器、教材等の整備に 関すること。  (17)部内及び学校の経理に関すること。  (18) (省略)	生涯学習総務課 部	(1)～(15) (現行のとおり)  (削る。)  (16)部内の経理に関すること。  (17) (現行のとおり)	学校支援課に移管  同上  規定整備
生涯学習推 進課	(省略)	生涯学習推 進課	(現行のとおり)	
(新設)		学校支援課	(1) 教材及び学校備品の整備に関すること。  (2) 学校の経理に関すること。	学校支援課の新設  (学校施設課及び総務 課からの移管)
学校施設課	(1)～(3) (省略)  (4) 教材及び学校備品の整備（総務課の所管に係るも のを除く。）に関すること。  (5)～(8) (省略)	学校施設課	(1)～(3) (現行のとおり)  (削る。)  (4)～(7) (現行のとおり)	学校支援課に移管  規定整備
保健給食課	(1) 学校保健に関する事項（教職員の健康管理に係る ものを除く。）。  (2) 学校保健の関係団体に関する事項。  (3) 学校保健の専門的事項の指導等に関する事項。  (4) 学校保健に係る専門的及び技術的事項の調査及び 研究に関する事項。  (5) 学校給食に関する事項。	学校給食課	(1) 学校給食に関する事項。  (2) 学校給食の関係団体に関する事項。  (3) 札幌市学校給食運営委員会の庶務に関する事項。  (4) 学校給食費の管理に関する事項。	保健係を教育推進課に 移管することに伴う課 の名称変更及び規定整 備



札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則（平成26年教育委員会規則第19号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<b>様式1(その1)</b> 	<b>様式1(その1)</b> 	
<b>様式1(その2)</b> 	<b>様式1(その2)</b> 	規定整備
<b>様式1(その3)</b> 	<b>様式1(その3)</b> 	

札幌市学校給食用食品工場等選定委員会規程（昭和28年教育委員会訓令第2号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
第7条 委員会の庶務は、 <u>保健給食課</u> において行う。	第7条 委員会の庶務は、 <u>学校給食課</u> において行う。	機構改革伴う 規定整備

# ○札幌市教育委員会行政組織規則

昭和47年3月29日教育委員会規則第1号

[注]平成24年3月から改正経過を注記した。

## 札幌市教育委員会行政組織規則

札幌市教育委員会行政組織規則(昭和36年(教)規則第7号)の全部改正(昭和47年3月(教)規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に基づき、札幌市教育委員会(以下「委員会」という。)の事務局その他教育機関の組織等について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正[平成27年(教)規則3号]

(部等の設置)

第2条 事務局に置く部は、次のとおりとする。

生涯学習部

学校教育部

2 教育機関に置く組織で部に準ずるものは、次のとおりとする。

中央図書館

(組織、事務分掌)

第3条 前条第1項に定める部(以下「部」という。)の組織及び事務分掌は、別表1のとおりとする。

2 前条第2項に定める中央図書館の組織及び事務分掌は、別表2のとおりとする。

3 課(別表1の課及び別表2の課をいう。以下同じ。)に係又は係に準ずる各所を置くことができる。

(部長等)

第4条 部、中央図書館、課、係及び各所にそれぞれ長を置く。

2 事務局に教育次長を置くことができる。

3 特に必要があるときは、理事、担当部長、担当課長若しくは主幹又は担当係長、副主幹若しくは主査を置くことができる。

4 前各項に定めるもののほか、課、係又は各所に主任その他必要な職員を置くことができる。

5 第1項から第3項までに定める職員及び前項に定める主任は、事務職員又は技術職員のうちから、同項に定めるその他必要な職員は、事務職員、技術職員、業務職員又は技能職員のうちから、それぞれ委員会が任命する。

6 学校教育部に研究員を置く。

一部改正[令和5年(教)規則1号]

(職務)

第5条 教育次長は、教育長を補佐し、その命を受けて、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 前条第1項及び第3項に規定する長、理事、担当部長、担当課長及び担当係長(次条において「部長等」という。)は、上司の命を受けてその所管し、又は分担する事務を掌理し、所属職員又はその事務に従事する職員を指揮監督する。

3 理事及び担当部長の分担する事務は教育長が、担当課長、主幹、担当係長、副主幹及び主査の分担する事務は部(中央図書館を含む。)の長がそれぞれ定める。

4 主幹は、上司の命を受けて、その分担する事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

5 副主幹及び主査は、上司の命を受けて、係長又は担当係長と連携して当該副主幹又は主査の分担する事務を処理する。ただし、当該係長又は担当係長に事故があるときは、当該副主幹又は主査限りでその分担する事務を処理することができる。

6 主任は、上司の命を受けて、その分担する事務を処理し、前条第4項に定めるその他必要な職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。

7 研究員は、上司の命を受けて、教育に関する調査、研究及び研修の企画、実施並びに教育相談に当たる。

一部改正[令和5年(教)規則1号]

(代決)

第6条 教育次長及び部長等は、自己に事故がある場合にその事務を代決する者、その順序その他必要な事項を、あらかじめ定めておかなければならない。

(指導主事)

第7条 生涯学習部及び学校教育部にそれぞれ指導主事を置く。

2 指導主事は、委員会が任命する。

3 指導主事の職務の内容は、別に定める。

一部改正[平成26年(教)規則6号]

(社会教育主事)

第8条 生涯学習部に、社会教育主事を置くほか、社会教育主事補を置くことができる。

2 社会教育主事及び社会教育主事補は、委員会が任命する。

3 社会教育主事及び社会教育主事補は、上司の命を受けて、社会教育法(昭和24年法律第207号)に定める事務に従事する。

(職員の身分取扱い)

第9条 事務局その他教育機関の職員の身分取扱いについては、別に定めるものほか、市長部局の例による。

追加[平成29年(教)規則6号]

(その他の教育機関)

第10条 学校の組織等については、別に定める。

一部改正[平成29年(教)規則6号]

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

一部改正[平成29年(教)規則6号]

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年(教)規則第13号)～附 則(平成22年(教)規則第9号)

省略

附 則(平成23年(教)規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年(教)規則第3号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職にある職員は、別に発令されないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職に発令されたものとする。

左欄		右欄	
部	課	部	課
生涯学習部	総務課調整担当課長	生涯学習部	総務課企画調整担当課長
学校教育部	教育推進課企画担当課長	学校教育部	教育推進課中等教育学校担当課長

附 則(平成26年(教)規則第6号)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる職にある職員は、別に発令されないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職に発令されたものとする。

左欄		右欄	
部又は部に準ずる組織	課	部又は部に準ずる組織	課
生涯学習部	総務課企画調整担当課長	生涯学習部	総務課教育政策担当課長
生涯学習部	管理課給食担当課長	生涯学習部	保健給食課長
生涯学習部	管理課栄養指導担当課長	生涯学習部	保健給食課栄養指導担当課長

生涯学習部	計画課配置計画担当課長	生涯学習部	学校施設課学校規模適正化担当課長
中央図書館	管理課長	中央図書館	運営企画課長
中央図書館	管理課調整担当課長	中央図書館	運営企画課調整担当課長
中央図書館	業務課長	中央図書館	利用サービス課長
中央図書館	業務課調査担当課長	中央図書館	利用サービス課調査担当課長

#### 附 則(平成27年(教)規則第3号)

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年条例第13号)の施行の日から施行する。ただし、第5条の規定及び第7条中札幌市教育委員会職員職名規則第2条の改正規定(「教員(」を削り、「及び栄養教諭とする。)」を「、栄養教諭、講師」に改める部分に限る。)については、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成27年(教)規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成28年(教)規則第9号)

この規則は、札幌市図書館条例の一部を改正する条例(平成28年条例第41号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成28年11月7日)

#### 附 則(平成29年(教)規則第6号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成29年(教)規則第12号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成30年(教)規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和2年(教)規則第3号)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定(「別表1」を「別表1(第3条関係)」に改める部分に限る。)及び別表2の改正規定(「別表2」を「別表2(第3条関係)」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる職にある職員は、別に発令されないときは、同表の右欄に掲げる職に発令されたものとする。

左欄		右欄	
部	課	部	課
学校教育部	教育推進課研修担当課長	学校教育部	教職員課教職員育成担当課長

#### 附 則(令和3年(教)規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和4年(教)規則第7号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和5年(教)規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和5年(教)規則第5号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和5年(教)規則第6号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

組織		事務分掌
生涯学習部	総務課	(1) 委員会所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。 (2) 委員会の会議及び委員に関すること。 (3) 総合教育会議の補助執行に関すること。 (4) 委員会の重要施策の企画及び調整に関すること。

- (5) 事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事、服務等に関すること。
- (6) 重要文書の審査及び公告式に関すること。
- (7) 公印の管理に関すること。
- (8) 文書の收受発送及び完結文書の保存に関すること。
- (9) 寄附受理の総括に関すること。
- (10) 部内の工事、教材購入等の契約に関すること。
- (11) 庁舎の維持管理及び庁中取締りに関すること。
- (12) 公用車の維持管理に関すること。
- (13) 事務局内の部相互間の事務事業の調整に関すること。
- (14) 広報に関すること。
- (15) 委員会内の予算管理に関すること。
- (16) 学校の情報化推進のための機器、教材等の整備に関すること。
- (17) 部内及び学校の経理に関すること。
- (18) 委員会内他部所及び部内他課に属さない事務に関すること。

生涯学習 推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習推進の企画及び調整に関すること。</li> <li>(2) 生涯学習の普及啓発に関すること。</li> <li>(3) 学校教育との連携に関すること。</li> <li>(4) 生涯学習施設の整備計画に関すること。</li> <li>(5) 社会教育委員に関すること。</li> <li>(6) 社会教育主事に関すること。</li> <li>(7) 札幌市生涯学習振興財団との連絡等に関すること。</li> <li>(8) 生涯学習センターに関すること。</li> <li>(9) 青少年科学館及び天文台に関すること。</li> <li>(10) 市民ホールに関すること。</li> <li>(11) 社会教育(社会体育を除く。以下同じ。)の企画及び調整に関すること。</li> <li>(12) 成人教育、青年教育、高齢者教育、家庭教育、野外教育、地域活動推進その他の社会教育に係る事業の振興に関すること。</li> <li>(13) 社会教育に係る関係団体への指導助言及びその育成に関すること。</li> <li>(14) 社会教育に係る施設との連絡調整に関すること。</li> <li>(15) 青少年山の家及び定山渓自然の村に関すること。</li> <li>(16) 公民館に関すること。</li> <li>(17) 博物館の登録、博物館に相当する施設の指定等に関すること。</li> </ul>
-------------	---

学校施設 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の設置及び廃止に関すること。</li> <li>(2) 学校建築計画に関すること。</li> <li>(3) 学校の施設設備等の整備、保全及び管理に関すること。</li> <li>(4) 教材及び学校備品の整備(総務課の所管に係るもの を除く。)に関すること。</li> <li>(5) 児童、生徒及び幼児数の推計に関すること。</li> <li>(6) 通学区域に関すること。</li> <li>(7) 通学安全に関すること。</li> <li>(8) 札幌市立小学校等通学区域審議会の庶務に関すること。</li> </ul>
-----------	---

保健給食 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校保健に関する事(教職員の健康管理に係るも のを除く。)。</li> <li>(2) 学校保健の関係団体に関する事。</li> </ul>
-----------	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 学校保健の専門的事項の指導等に関すること。</li> <li>(4) 学校保健に係る専門的及び技術的事項の調査及び研究に関すること。</li> <li>(5) 学校給食に関すること。</li> <li>(6) 学校給食の関係団体に関すること。</li> <li>(7) 札幌市学校給食運営委員会及び札幌市学校結核対策委員会の庶務に関すること。</li> <li>(8) 学校給食費の管理に関すること。</li> </ul>
学校教育部	教育推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育制度及び学校の管理運営に関すること。</li> <li>(2) 学校教育に係る主要な施策・事業の調査、研究、企画等に関すること(教職員課の所管に係るものを除く。)。</li> <li>(3) 教科用図書の採択及び給付に関すること。</li> <li>(4) 児童、生徒及び幼児の就学、入学、転学、退学並びに就学義務の猶予及び免除に関すること。</li> <li>(5) 高等学校及び中等教育学校の授業料等並びに幼稚園の保育料等に関すること。</li> <li>(6) 児童、生徒及び幼児の安全及び事故に関すること。</li> <li>(7) 奨学金に関すること。</li> <li>(8) 特別支援教育の推進に係る施策の企画に関すること。</li> <li>(9) 障がいのある児童・生徒の就学指導に関すること。</li> <li>(10) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること(教職員の健康管理に係るものを除く。)。</li> <li>(11) 奨学審議委員会、教科用図書選定審議会、特別支援教育振興審議会、就学援助審議会、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会及び札幌市幼児アセスメント委員会の庶務に関すること。</li> <li>(12) 学校教育の専門的事項の指導等に関すること(教職員課の所管に係るものを除く。)。</li> <li>(13) 教育に係る専門的及び技術的事項の調査及び研究に関すること(教職員課の所管に係るものを除く。)。</li> <li>(14) 児童、生徒及び幼児の教育相談に関すること。</li> <li>(15) 部内の経理に関すること。</li> <li>(16) 部内他課に属さない事務に関すること。</li> </ul>
	教職員課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学級編制及び学校に勤務する職員(以下「学校職員」という。)の定数に関すること。</li> <li>(2) 義務教育費国庫負担金に関すること。</li> <li>(3) 学校職員の研修に関すること。</li> <li>(4) 学校職員の任用、退職、分限、懲戒その他人事に関すること。</li> <li>(5) 学校職員の服務及び人事評価に関すること。</li> <li>(6) 学校教育に係る主要な施策・事業の調査、研究、企画等に関すること(教育推進課の所管に係るものを除く。)。</li> <li>(7) 学校教育の専門的事項の指導等に関すること(教育推進課の所管に係るものを除く。)。</li> <li>(8) 教育に係る専門的及び技術的事項の調査及び研究に関すること(教育推進課の所管に係るものを除く。)。</li> <li>(9) 北方自然教育園に関すること。</li> <li>(10) 学校職員の団体との交渉に関すること。</li> <li>(11) 学校職員の勤務条件等の調査研究及び改定に関すること。</li> <li>(12) 教職員の健康管理及び福利厚生に関すること。</li> </ul>

- (13) 学校職員の公務災害に関すること。
- (14) 学校職員の表彰及び叙勲に関すること。
- (15) 学校職員の給与に関すること。

一部改正〔平成24年(教)規則3号・26年6号・27年3号・7号・29年12号・令和2年3号・3年2号・4年7号・5年5号・6号〕

別表2(第3条関係)

組織	事務分掌
中央図書館	<p>運営企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 図書館施設の維持管理に関すること。</li> <li>(2) 中央図書館(以下「中央館」という。)及び図書・情報館以外の図書館における奉仕業務(図書館法(昭和25年法律第118号)第3条に規定する図書館奉仕に係る業務をいう。以下同じ。)に関すること。</li> <li>(3) 西岡児童会館及び埋蔵文化財センターの施設管理に関すること。</li> <li>(4) 図書館施設の計画に関すること。</li> <li>(5) 図書館協議会の庶務に関すること。</li> <li>(6) 館の経理に関すること。</li> <li>(7) 図書館等の情報化推進に係る事務の総括調整及び機器等の整備に関すること。</li> <li>(8) 館内他課に属さない事務に関すること。</li> </ul>
	<p>利用サービス課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 読書活動の推進に係る事業等並びに中央館及び図書・情報館以外の図書館等の奉仕業務に係る総括調整に関すること。</li> <li>(2) 中央館及び図書・情報館における奉仕業務に関すること。</li> <li>(3) 地域及び学校と連携した事業の推進に関すること。</li> </ul>

一部改正〔平成26年(教)規則6号・28年9号・30年4号・令和2年3号〕

# ○札幌市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則

平成26年3月28日教育委員会規則第12号

## 札幌市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則

札幌市立高等学校入学料等に関する条例施行規則(昭和27年教育委員会規則第7号)の全部を改正する。

### (趣旨)

第1条 この規則は、札幌市立高等学校の授業料等に関する条例(昭和22年条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (授業料等の納付方法)

第2条 授業料、入学料及び入学手数料は納付書(様式1)により、科目受講料は納入通知書により納付するものとする。

### (授業料等の納期)

第3条 授業料、入学料及び入学手数料並びに科目受講料(以下「授業料等」という。)の納期は、次のとおりとする。

- (1) 授業料 毎月16日から末日まで
- (2) 入学料 入学許可の日から10日以内
- (3) 入学手数料 入学願書の提出の日まで
- (4) 科目受講料 科目履修生としての履修の許可を受けた日から20日以内

2 前項第1号の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事由があると認めた場合は、授業料の納期を別に定めることができる。この場合において、校長は、納期をあらかじめ納人に周知しなければならない。

### (授業料等の収納)

第4条 授業料等の収納は、札幌市指定金融機関、札幌市収納代理金融機関又は札幌市現金出納員において行うものとする。

### (就学支援金を授業料に充てる場合の特則)

第5条 前3条の規定は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条の規定により同法第3条第1項の高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)を授業料に係る本市の債権の弁済に充てる場合には、適用しない。

### (授業料、入学料及び入学手数料の減額又は免除)

第6条 条例第7条の相当の理由は、次のとおりとする。ただし、授業料にあっては、就学支援金の受給資格がある場合を除く。

- (1) 天災その他不慮の災害を受けたことにより授業料、入学料又は入学手数料の納付が困難となったこと。
- (2) 家計の困窮その他の事由(前号に規定する事由を除く。)により授業料の納付が困難となったこと。
- (3) その他教育長が特に減額又は免除の必要があると認めたもの

2 授業料、入学料又は入学手数料の減額又は免除を受けようとする者は、授業料・入学料・入学手数料減免申請書(様式2)により申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請を受けた場合は、減額又は免除の許否の決定を行い、書面により校長を経由して当該申請を行った者に通知するものとする。

4 授業料の減額又は免除を受けている者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 世帯構成に異動が生じた場合
- (2) その他第1項各号に規定する事由に変動が生じた場合

5 教育委員会は、授業料の減額又は免除についてその必要がないと認めた場合は、取消し(減額にあつては、取消し又は変更)の決定を行い、書面により校長を経由して当該減額又は免除を受けている者に通知するものとする。

### (委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式1(その1)

札幌市 納付書・領収書 (納入控) 公				帳票 コード	本行及び 証コード	主賃貸コード	年月 子算統括部 コード	控コード	子算科目
口座番号		支払者	札幌市役所 賃貸課						
住所									
納人 (生徒氏名) 様									
学校									
学級				年	組				
右のとおり納付します。									
年 月 日 右のとおり領収しました。									
札幌市 領収書控 (金融機関控) 公				帳票 コード	本行及び 証コード	主賃貸コード	年月 子算統括部 コード	控コード	子算科目
口座番号		支払者	札幌市役所 賃貸課	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
住所									
納人 (生徒氏名) 様									
学校									
学級				年	組				
右のとおり領収しました。									
札幌市 領収済通知書 (金融機関→出納機関→主管課) 公				帳票 コード	本行及び 証コード	主賃貸コード	年月 子算統括部 コード	控コード	子算科目
口座番号		支払者	札幌市役所 賃貸課	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
住所									
納人 (生徒氏名) 様									
学校									
学級				年	組				
右のとおり領収したので通知します。									

様式1(その2)

札幌市		納付書・領収書		公	領票 コード	支票及 ATMコード	主賃貸コード	年次	清算終了 コード	相場コード	手取料目
口座番号	支払者	支払者会計管理者	取扱方法								
住所					調定番号		整理番号				
納人 (生徒氏名)					様		金額				
(主管課)							円				

右のとおり納付します。

年 月 日

右のとおり領収しました。

右のとおり領収しました。

右のとおり領収したので通知します。

## 様式1(その3)

札幌市 納付書・領収書 (納人控・出願書類貼付用) 公				帳票 コード	本行及び 区コード	主管課コード	年度	予算科目部 コード	組織コード	予算科目
口座番号	支払者	札幌市会計監理室	取扱上の用							

住所				調定番号 整理番号(中学校コード)					
納人 (生徒氏名) 様									
中学校名				金額 円					

右のとおり納付します。

年 月 日

右のとおり領収しました。



(科目名) 目  
節  
(摘要)

札幌市 領 収 書 控 公 (金融機関控)				帳票 コード	本行及び 区コード	主管課コード	年度	予算科目部 コード	組織コード	予算科目
口座番号	支払者	札幌市会計監理室	取扱上の用							

住所				調定番号 整理番号(中学校コード)					
納人 (生徒氏名) 様									
中学校名				金額 円					

右のとおり領収しました。



(科目名) 目  
節  
(摘要)

札幌市 領收済通知書 公 (金融機関一出納機関一主管課)				帳票 コード	本行及び 区コード	主管課コード	年度	予算科目部 コード	組織コード	予算科目
口座番号	支払者	札幌市会計監理室	取扱上の用							

住所				調定番号 整理番号(中学校コード)					
納人 (生徒氏名) 様									
中学校名				金額 円					

右のとおり領収したので通知します。



(科目名) 目  
節  
(摘要)

様式2

# 授業料・入学料・入学手数料減免申請書

年　月　日

(宛先) 札幌市教育委員会

全日制　　課程　　科　　年　　組  
定時制

生徒氏名

保護者氏名

電話番号

1

[天災その他不慮の災害・家計の困窮等・その他の理由]により、  
年度の〔授業料・入学料・入学手数料〕の減額又は免除を申請します。

2 現在の生活状況（具体的かつ詳細に記入してください。）

---

---

---

注1 「天災その他不慮の災害」を理由に申請する場合は、当該災害を受けたことを証明できる書類を添付してください。

2 「家計の困窮等」を理由に申請する場合は、家庭状況に関する書類及び収入を証明できる書類を添付してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

# ○札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則

平成26年8月26日教育委員会規則第19号

## 札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例(平成26年条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (授業料等の納付方法)

第2条 授業料、進級料及び入学料並びに入学手数料(以下「授業料等」という。)は、納付書(様式1)により納付するものとする。

### (授業料等の納期)

第3条 授業料等の納期は、次のとおりとする。

- (1) 授業料 毎月16日から末日まで
- (2) 進級料 第4学年に進級した日から10日以内
- (3) 入学料 入学許可の日から10日以内
- (4) 入学手数料 入学願書の提出の日まで

2 前項第1号の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事由があると認めた場合は、授業料の納期を別に定めることができる。この場合において、校長は、納期をあらかじめ納人に周知しなければならない。

### (授業料等の収納)

第4条 授業料等の収納は、札幌市指定金融機関、札幌市収納代理金融機関又は札幌市現金出納員において行うものとする。

### (就学支援金を授業料に充てる場合の特則)

第5条 前3条の規定は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第7条の規定により同法第3条第1項の高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)を授業料に係る本市の債権の弁済に充てる場合には、適用しない。

### (授業料等の減額又は免除)

第6条 条例第6条の相当の理由は、次のとおりとする。ただし、授業料にあっては、就学支援金の受給資格がある場合を除く。

- (1) 天災その他不慮の災害を受けたことにより授業料等の納付が困難となったこと。
- (2) 家計の困窮その他の事由(前号に規定する事由を除く。)により授業料の納付が困難となったこと。
- (3) その他教育長が特に減額又は免除の必要があると認めたもの

2 授業料等の減額又は免除を受けようとする者は、授業料・進級料・入学料・入学手数料減免申請書(様式2)により申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請を受けた場合は、減額又は免除の許否の決定を行い、書面により校長を経由して当該申請を行った者に通知するものとする。

4 授業料の減額又は免除を受けている者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 世帯構成に異動が生じた場合
- (2) その他第1項各号に規定する事由に変動が生じた場合

5 教育委員会は、授業料の減額又は免除についてその必要がないと認めた場合は、取消し(減額にあつては、取消し又は変更)の決定を行い、書面により校長を経由して当該減額又は免除を受けている者に通知するものとする。

### (委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

### 附 則

この規則は、平成26年9月13日から施行する。

様式1(その1)

<b>札幌市</b>	納付書・領収書				<b>公</b>
(納人控)					
口座番号	支払期	札幌市公共料金課	料金区分	料金額	帳票コード

支行及び 区コード	主管課コード	年度	予算執行部 コード	組織コード	予算科目

住所	(納期版)	調定番号	整理番号
	年 月 日		-
納人 (生徒氏名) 様	(主管課)	期	金額 円
学校 学級		月分	
		(科目名)	

右のとおり納付します。  
年 月 日

右のとおり領収しました。

領收日付印

<b>札幌市</b>	領 収 書 控				<b>公</b>
(金融機関控)					
口座番号	支払期	札幌市公共料金課	料金区分	料金額	帳票コード

支行及び 区コード	主管課コード	年度	予算執行部 コード	組織コード	予算科目
③	④	⑤	⑥	⑦	

住所	(納期版)	調定番号	整理番号
	年 月 日		-
納人 (生徒氏名) 様	(主管課) (教)総務課	期	金額 円
学校 学級		月分	
		(科目名)	

右のとおり領収しました。

⑩ 領收日付印

<b>札幌市</b>	領收済通知書				<b>公</b>
(金融機関→出納機関→主管課)					
口座番号	支払期	札幌市公共料金課	料金区分	料金額	帳票コード

支行及び 区コード	主管課コード	年度	予算執行部 コード	組織コード	予算科目
③	②	⑤	⑥	⑦	

住所	(納期版)	調定番号	整理番号
	年 月 日		-
納人 (生徒氏名) 様	(主管課)	期	金額 円
学校 学級		月分	
		(科目名)	

右のとおり領収したので通知します。

⑪ 領收日付印

**様式1(その2)**

札幌市 納付書・領収書				（納入印）	○	領 取 券 コード	本行及び 支店コード	支店 子集約部 コード	支店 支店コード	子集約部 コード	支店 子集約部 コード	支店 子集約部 コード
口座番号	支店番号	支店名	札幌市立支店	郵便番号								
住所						調定番号		整理番号				
納人 (生徒氏名) 様				(主管課)				合 額		円		
(札会認 ～)												
右のとおり納付します。												
年　月　日												
右のとおり領収しました。												
札幌市 領 收 書 控				（金融機関印）	○	領 取 券 コード	本行及び 支店コード	支店 子集約部 コード	支店 支店コード	子集約部 コード	支店 子集約部 コード	支店 子集約部 コード
口座番号	支店番号	支店名	札幌市立支店	郵便番号								
住所						調定番号		整理番号				
納人 (生徒氏名) 様				(主管課)				合 額		円		
(札会認 ～)												
右のとおり領収しました。												
右のとおり領収印												

札幌市 領 收 書 控				（金融機関印）	○	領 取 券 コード	本行及び 支店コード	支店 子集約部 コード	支店 支店コード	子集約部 コード	支店 子集約部 コード	支店 子集約部 コード
口座番号	支店番号	支店名	札幌市立支店	郵便番号								
住所						調定番号		整理番号				
納人 (生徒氏名) 様				(主管課)				合 額		円		
(札会認 ～)												
右のとおり領収したので通知します。												
右のとおり領収印												

様式1(その3)

札幌市				納付書・領収書									
(納人地・出願書類貼付用)				公		領票コード		本庁及び 区コード	主管課コード	年度	予算統括部 コード	組織コード	予算科目
印鑑欄		加入者	札幌市会計管理者	取扱上記者									

住所											
(主管課)											
納人 (出願者氏名) 様											
右のとおり納付します。 (札会認 - )											
年 月 日											
右のとおり領収しました。											
備收日付印 (科目名) 目 (摘要)											

札幌市				領 収 書 控									
(金融機関控)				公		領票コード		1 本庁及び 区コード	2 主管課コード	5 年度	6 予算統括部 コード	10 組織コード	予算科目
印鑑欄		加入者	札幌市会計管理者	取扱上記者									

住所											
(主管課)											
納人 (出願者氏名) 様											
(札会認 - )											
右のとおり領収しました。											
備收日付印 (科目名) 目 (摘要)											

札幌市				領収済通知書									
(金融機関→出納機関→主管課)				公		領票コード		1 本庁及び 区コード	2 主管課コード	5 年度	6 予算統括部 コード	10 組織コード	予算科目
印鑑欄		加入者	札幌市会計管理者	取扱上記者									

住所											
(主管課)											
納人 (出願者氏名) 様											
(札会認 - )											
右のとおり領収したので通知します。											
備收日付印 (科目名) 目 (摘要)											

様式1(その4)

札幌市 納付書・領収書 (公) (納入済・出納済用)				帳票コード	本行支店コード	年度	予算科目
口座番号	取扱者	札幌市役所管轄	責任課名				
住所				(主管課)			
納人(生徒氏名) 様				調定番号 整理番号(中学校コード)			
中学校名						金額	円

右のとおり納付します。

(札会認 - )

年 月 日

右のとおり領收しました。



(料目名) 目  
節  
(摘要)

札幌市 領 収 書 控 (公) (金融機関控)				帳票コード	本行支店コード	年度	予算科目
口座番号	取扱者	札幌市役所管轄	責任課名				
住所				(主管課)			
納人(生徒氏名) 様				③ 調定番号 ④ 整理番号(中学校コード)			
中学校名						金額	円

(札会認 - )

右のとおり領收しました。



(料目名) 目  
節  
(摘要)

札幌市 領収済通知書 (公) (金融機関→出納機関→主管課)				帳票コード	本行支店コード	年度	予算科目
口座番号	取扱者	札幌市役所管轄	責任課名				
住所				(主管課)			
納人(生徒氏名) 様				⑤ 調定番号 ⑥ 整理番号(中学校コード)			
中学校名						金額	円

(札会認 - )

右のとおり領收したので通知します。

様式2

授業料・進級料・入学料・入学手数料減免申請書

年　月　日

(宛先) 札幌市教育委員会

年　組

児童生徒氏名

保護者氏名

電話番号

- 1　【天災その他不慮の災害・家計の困窮等・その他の理由】により、  
年度の【授業料・進級料・入学料・入学手数料】の減額又は  
免除を申請します。
- 2　現在の生活状況（具体的かつ詳細に記入してください。）  

---

---

---

---

注1 「天災その他不慮の災害」を理由に申請する場合は、当該災害を受けたことを証明できる書類を添付してください。

2 「家計の困窮等」を理由に申請する場合は、家庭状況に関する書類及び収入を証明できる書類を添付してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

# ○札幌市学校給食用食品工場等選定委員会規程

昭和28年7月20日教育委員会訓令第2号

[注]平成26年3月から改正経過を注記した。

## 札幌市学校給食用食品工場等選定委員会規程

第1条 本市の学校給食用食品工場等の選定その他に關し、これを適正に行うため札幌市学校給食用食品工場等選定委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

- (1) 学校給食用パン、麺及び米飯の加工工場の選定変更に関すること。
- (2) 選定工場の物資保管、製品の品質規格、食品衛生等の査察に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

一部改正[平成26年(教)訓令1号]

第3条 委員会は、教育長並びに教育委員会事務局職員及び学校給食を実施する市立学校の校長で委員会が任命するもののほか、次に掲げる市の職員をもって組織する。

- (1) 産業振興部長
- (2) 保健所長

2 委員会は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて臨時の委員を委嘱することができる。

一部改正[平成26年(教)訓令1号]

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長には教育長を、副委員長には教育委員会事務局職員のうち委員長が指名するものをもってこれに充てる。

一部改正[平成26年(教)訓令1号]

第5条 委員長は、会議の議長となり、会務を処理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

一部改正[平成26年(教)訓令1号]

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長がこれを招集する。

一部改正[平成26年(教)訓令1号]

第7条 委員会の庶務は、保健給食課において行う。

一部改正[平成26年(教)訓令1号]

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

一部改正[平成26年(教)訓令1号]

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年(教)訓令第2号)～附 則(平成14年(教)訓令第1号)

省略

附 則(平成20年(教)訓令第1号)

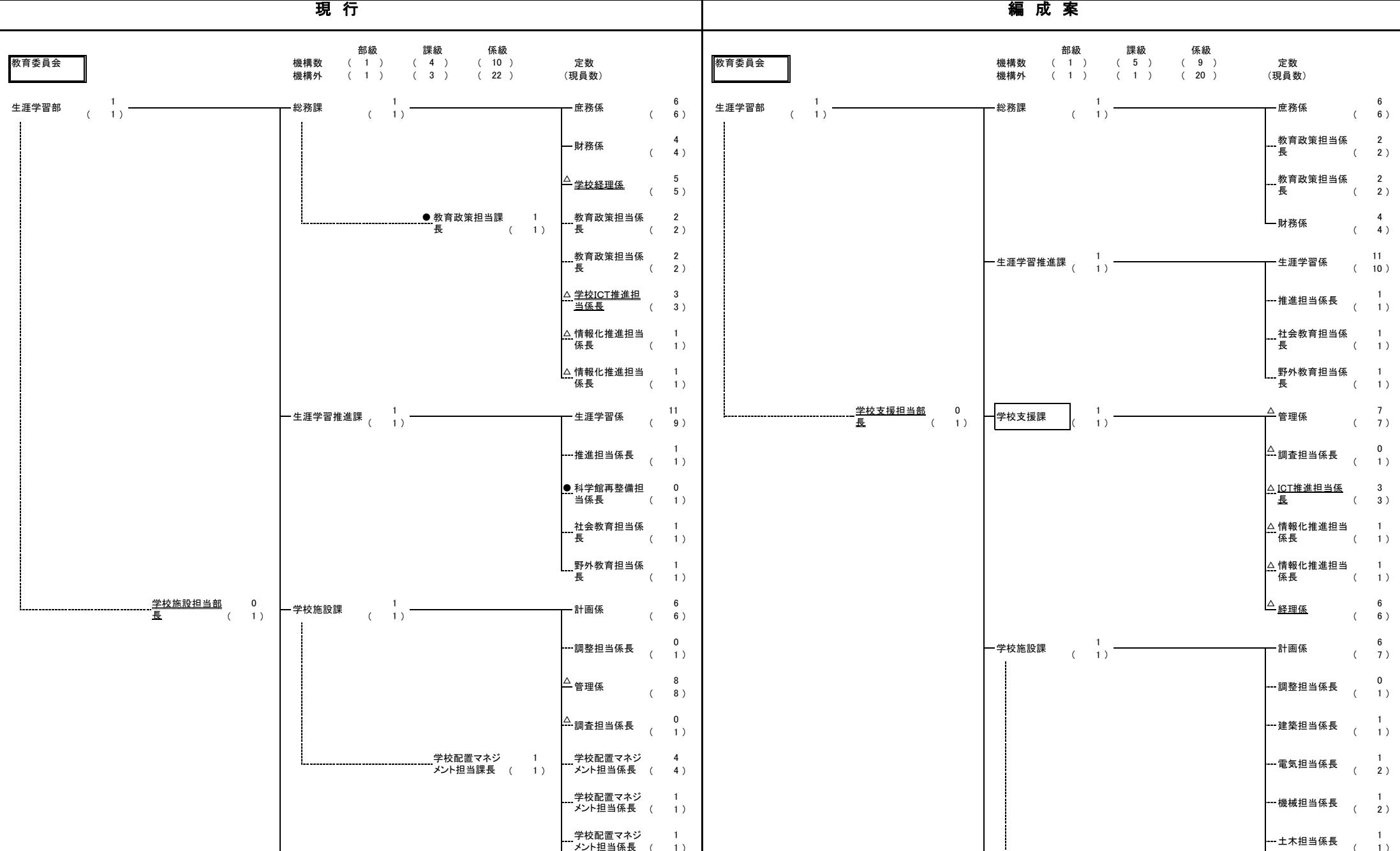
この訓令は、公布の日から施行する。

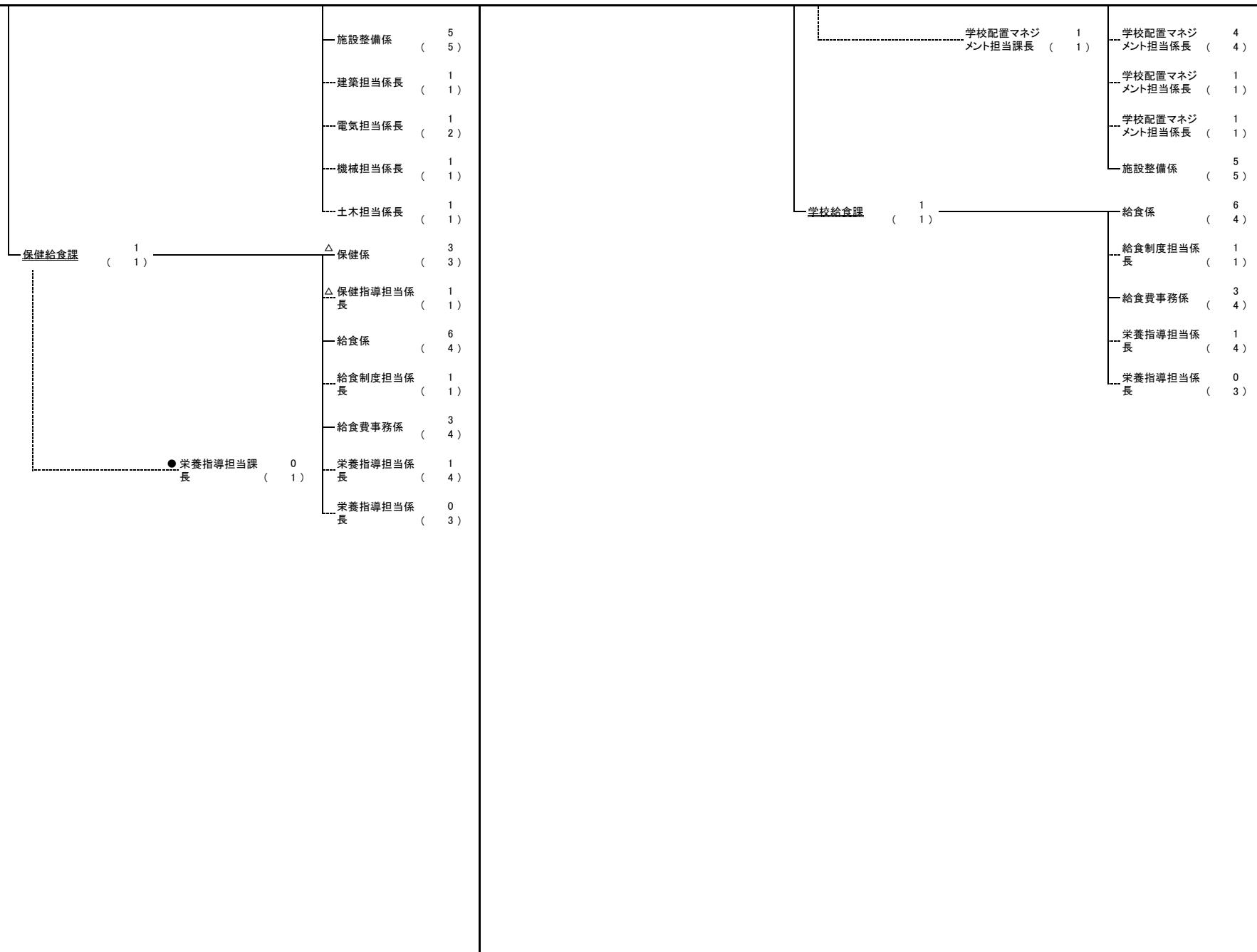
附 則(平成26年(教)訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 現 行

## 編 成 案

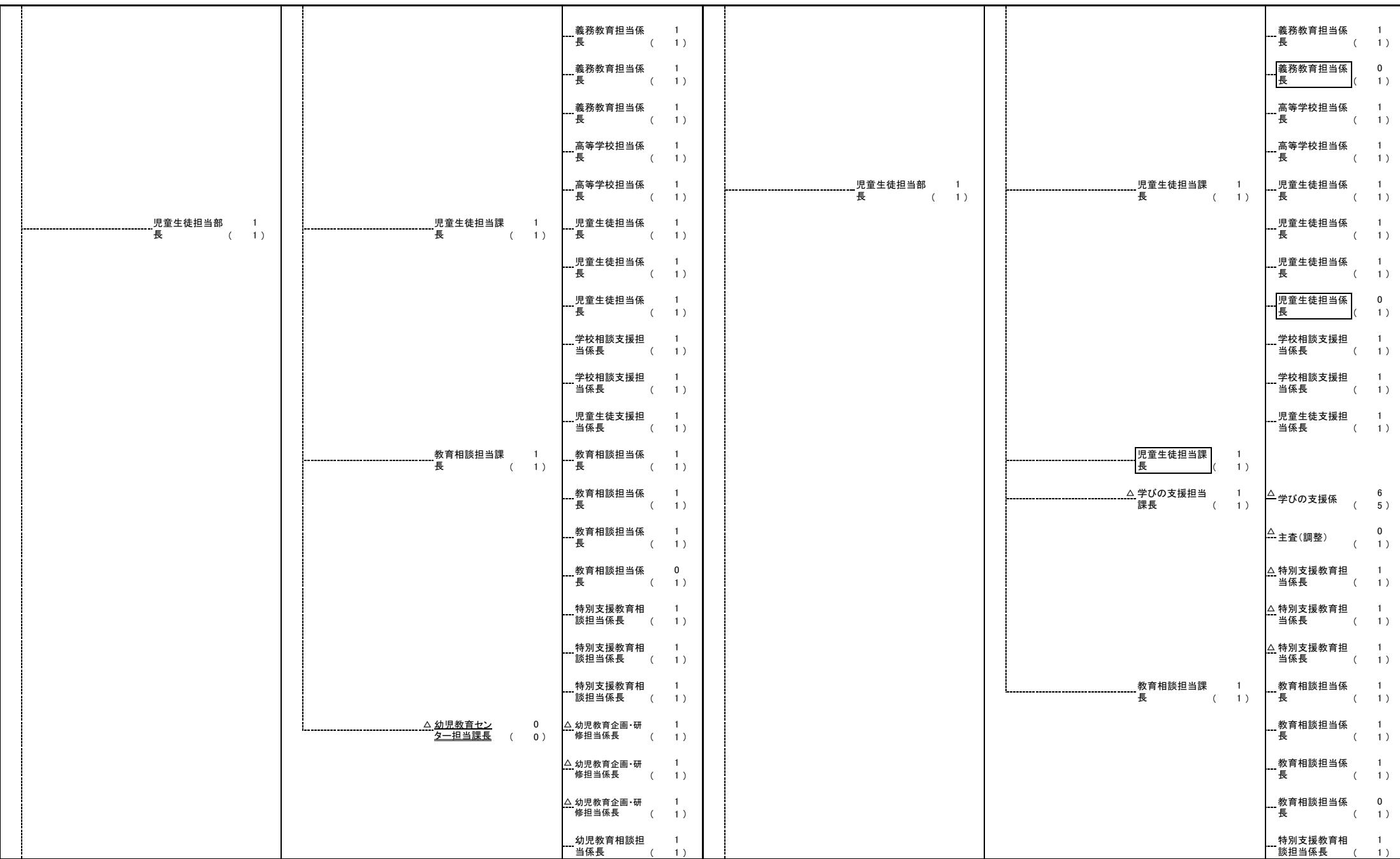


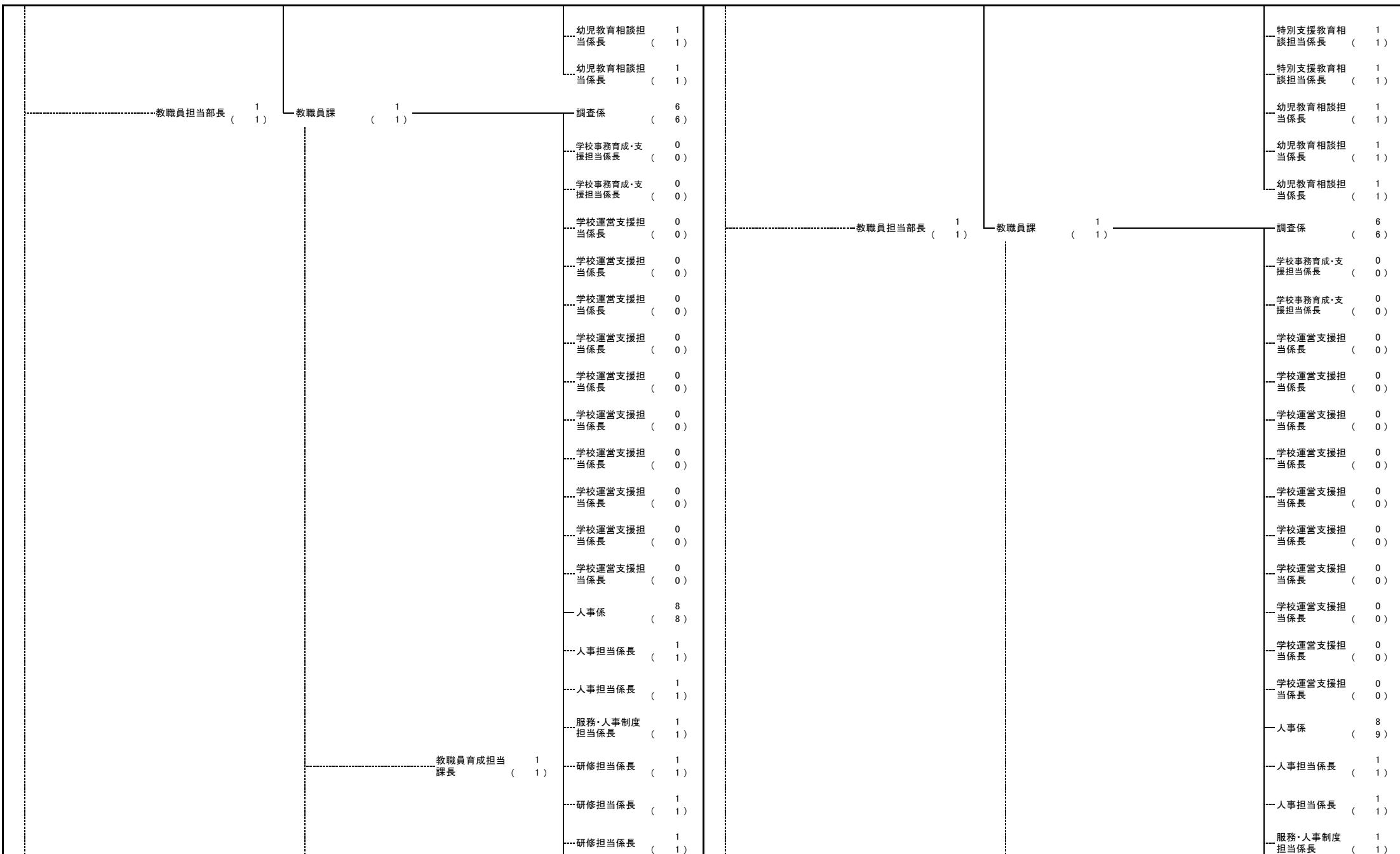


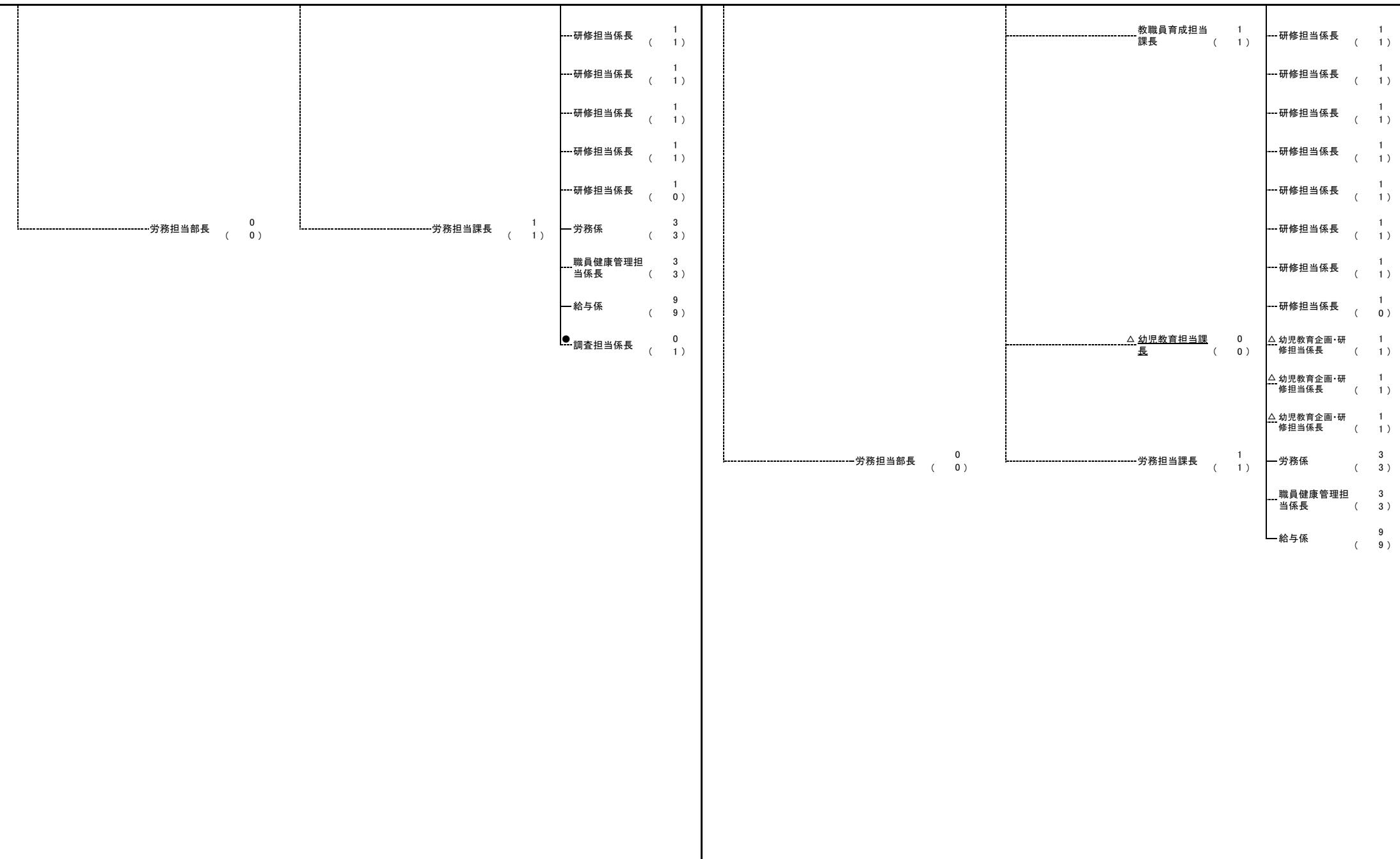
## 現 行

## 編 成 案

教育委員会	現 行				編 成 案							
	機構数 ( 1 )	部級 ( 2 )	課級 ( 7 )	係級 ( 54 )	定数 (現員数)	教育委員会	機構数 ( 1 )	部級 ( 2 )	課級 ( 8 )	係級 ( 57 )	定数 (現員数)	
学校教育部	1 ( 1 )	教育推進課 ( 1 )	教育推進係 ( 6 )	学事係 ( 6 )	6	学校教育部	1 ( 1 )	教育推進課 ( 1 )	教育推進係 ( 6 )	6	6	6
			学びのプロジェクト担当課長 ( 1 )	学びのプロジェクト担当係長 ( 1 )	0			学びのプロジェクト担当課長 ( 1 )	学びのプロジェクト担当係長 ( 1 )	0	0	0
				学びのプロジェクト担当係長 ( 1 )	0				△保健係 ( 3 )	△保健指導担当係長 ( 1 )	△保健係 ( 3 )	△保健指導担当係長 ( 1 )
				高等学校担当係長 ( 1 )	0				学びのプロジェクト担当課長 ( 1 )	学びのプロジェクト担当係長 ( 1 )	学びのプロジェクト担当課長 ( 1 )	学びのプロジェクト担当係長 ( 1 )
			△学びの支援担当課長 ( 1 )	△学びの支援係 ( 5 )	0				学びのプロジェクト担当係長 ( 1 )	学びのプロジェクト担当課長 ( 1 )	学びのプロジェクト担当係長 ( 1 )	学びのプロジェクト担当課長 ( 1 )
				△主査(調整) ( 1 )	0				企画担当係長 ( 1 )	企画担当係長 ( 1 )	企画担当係長 ( 1 )	企画担当係長 ( 1 )
				△特別支援教育担当係長 ( 1 )	1				企画担当係長 ( 1 )	企画担当係長 ( 1 )	企画担当係長 ( 1 )	企画担当係長 ( 1 )
				△特別支援教育担当係長 ( 1 )	1				企画担当係長 ( 1 )	企画担当係長 ( 1 )	企画担当係長 ( 1 )	企画担当係長 ( 1 )
			教育課程担当課長 ( 1 )	企画担当係長 ( 1 )	1				企画担当係長 ( 1 )	企画担当係長 ( 1 )	企画担当係長 ( 1 )	企画担当係長 ( 1 )
				企画担当係長 ( 1 )	1				義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )
				企画担当係長 ( 1 )	1				義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )
				企画担当係長 ( 1 )	1				義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )
				企画担当係長 ( 0 )	1				義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )
				義務教育担当係長 ( 1 )	1				義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )
				義務教育担当係長 ( 1 )	1				義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )
				義務教育担当係長 ( 1 )	1				義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )
				義務教育担当係長 ( 1 )	1				義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )	義務教育担当係長 ( 1 )



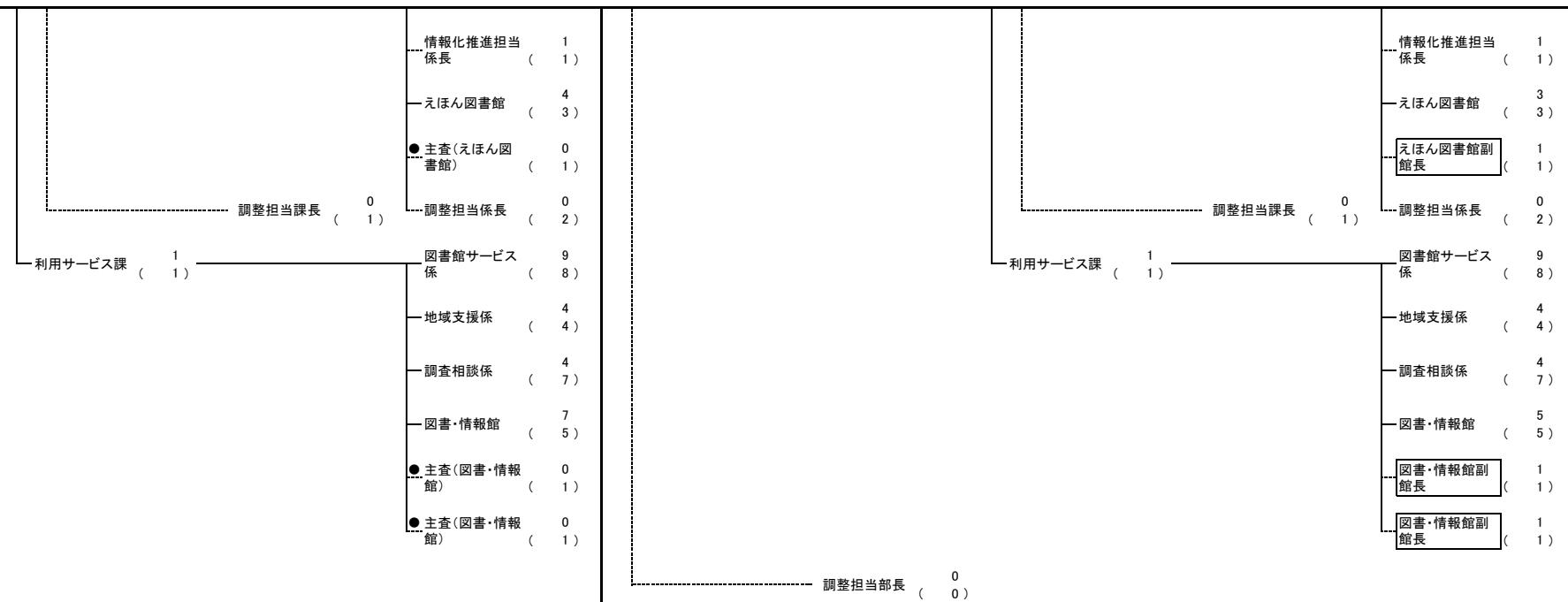




## 現 行

## 編 成 案

教育委員会	現 行				編 成 案			
	機構数 ( 1 )	部級 ( 2 )	課級 ( 15 )	係級 (現員数)	教育委員会	機構数 ( 1 )	部級 ( 2 )	課級 ( 15 )
中央図書館 ( 1 )	運営企画課 ( 1 )	総務係 ( 6 )	5	中央図書館 ( 1 )	運営企画課 ( 1 )	総務係 ( 6 )	5	
		新琴似図書館 ( 5 )	6			新琴似図書館 ( 5 )	5	
		●主査(新琴似図書館) ( 1 )	0			新琴似図書館副館長 ( 1 )	1	
		元町図書館 ( 5 )	6			元町図書館 ( 5 )	5	
		●主査(元町図書館) ( 1 )	0			元町図書館副館長 ( 1 )	1	
		東札幌図書館 ( 5 )	6			東札幌図書館 ( 5 )	5	
		●主査(東札幌図書館) ( 1 )	0			東札幌図書館副館長 ( 1 )	1	
		厚別図書館 ( 5 )	6			厚別図書館 ( 5 )	5	
		●主査(厚別図書館) ( 1 )	0			厚別図書館副館長 ( 1 )	1	
		西岡図書館 ( 5 )	6			西岡図書館 ( 5 )	5	
		●主査(西岡図書館) ( 1 )	0			西岡図書館副館長 ( 1 )	1	
		清田図書館 ( 5 )	6			清田図書館 ( 5 )	5	
		●主査(清田図書館) ( 1 )	0			清田図書館副館長 ( 1 )	1	
		澄川図書館 ( 5 )	6			澄川図書館 ( 5 )	5	
		●主査(澄川図書館) ( 1 )	0			澄川図書館副館長 ( 1 )	1	
		山の手図書館 ( 5 )	6			山の手図書館 ( 5 )	5	
		●主査(山の手図書館) ( 1 )	0			山の手図書館副館長 ( 1 )	1	
		曙図書館 ( 5 )	6			曙図書館 ( 5 )	5	
		●主査(曙図書館) ( 1 )	0			曙図書館副館長 ( 1 )	1	
	-----調整担当課長 ( 1 )	1			-----調整担当課長 ( 1 )	1		
	-----企画担当係長 ( 1 )	1			-----企画担当係長 ( 1 )	1		
							2	



○札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則

昭和35年9月5日教育委員会規則第1号

改正

昭和38年6月教育委員会規則第6号

昭和41年6月教育委員会規則第6号

昭和42年3月教育委員会規則第8号

昭和44年6月教育委員会規則第5号

昭和47年6月教育委員会規則第12号

昭和52年5月教育委員会規則第9号

昭和55年4月教育委員会規則第11号

昭和57年8月教育委員会規則第11号

昭和58年9月教育委員会規則第19号

昭和61年4月教育委員会規則第5号

昭和63年4月教育委員会規則第13号

平成元年10月教育委員会規則第16号

平成3年3月教育委員会規則第8号

平成4年3月教育委員会規則第12号

平成8年3月教育委員会規則第12号

平成11年3月教育委員会規則第10号

平成15年9月24日教育委員会規則第9号

平成17年3月24日教育委員会規則第2号

平成19年3月22日教育委員会規則第3号

平成23年3月22日教育委員会規則第2号

平成27年3月13日教育委員会規則第2号

平成31年4月26日教育委員会規則第4号

令和2年4月28日教育委員会規則第5号

令和4年3月22日教育委員会規則第6号

令和5年3月28日教育委員会規則第5号

令和6年 月 日教育委員会規則第 号

## 札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則

### (趣旨)

**第1条** この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定に基づき、法第15条第1項第7号に規定する災害共済給付に係る共済掛金（以下「共済掛金」という。）の額及びその徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（保護者等から徴収する共済掛金の額）

**第2条** 本市が法第17条第4項の規定により、災害共済給付契約に係る児童、生徒又は幼児の保護者又は里親その他の者（当該生徒が成年に達している場合にあっては、当該生徒。以下「保護者等」という。）から徴収する共済掛金の額は、次の表の左欄に掲げる児童、生徒又は幼児の区分に応じ同表の右欄に掲げる額とする。ただし、小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の児童又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学校の生徒の保護者等のうち、法第29条第2項各号のいずれかに該当する者については、経済的理由により共済掛金を徴収しないことができる。

児童、生徒又は幼児の区分	保護者等が負担する共済掛け金の額 (1人当たり年額)
小学校又は義務教育学校の前期課程の児童及び中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒	要保護児童生徒以外の児童及び生徒 460円
要保護児童生徒 20円	
高等学校の全日制の課程又は中等教育学校の後期課程の生徒	1,400円
高等学校の定時制の課程の生徒	630円
特別支援学校の小学部の児童及び中学部の生徒	要保護児童生徒以外の児童及び生徒 370円
要保護児童生徒 20円	
特別支援学校の高等部の生徒	1,400円
幼稚園の幼児	180円

備考 この表において要保護児童生徒とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第3条第6項に規定する要保護児童生徒をいう。

(納入期限)

**第3条** 保護者等は、前条に規定する共済掛金を毎年9月30日（教育長が特に認めるときは、同日後で教育長が定める日）までに本市に納入するものとする。

(共済掛金の不還付)

**第4条** 既納の共済掛金は還付しない。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和35年度に限り、第3条中「毎年6月30日」とあるのは「昭和35年9月30日」と読み替えるものとする。

**附 則** (昭和38年(教)規則第6号) ~ **附 則** (平成19年(教)規則第3号)

省略

**附 則** (平成23年(教)規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年(教)規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年(教)規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和2年(教)規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和4年(教)規則第6号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年(教)規則第5号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則** (令和6年(教)規則第号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

空白ページ

## 札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則（昭和35年9月5日教育委員会規則第1号）

最終改正:令和5年3月28日教育委員会規則第5号

改正内容:令和5年3月28日教育委員会規則第5号【令和5年4月1日】

## (趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号。以下「法」という。)第17条第4項の規定に基づき、法第15条第1項第7号に規定する災害共済給付に係る共済掛金(以下「共済掛金」という。)の額及びその徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

## (保護者等から徴収する共済掛金の額)

第2条 本市が法第17条第4項の規定により、災害共済給付契約に係る児童、生徒又は幼児の保護者又は里親その他の者(当該生徒が成年に達している場合にあっては、当該生徒。以下「保護者等」という。)から徴収する共済掛金の額は、次の表の左欄に掲げる児童、生徒又は幼児の区分に応じ同表の右欄に掲げる額とする。ただし、小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の児童又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学校の生徒の保護者等のうち、法第29条第2項各号のいずれかに該当する者については、経済的理由により共済掛金を徴収しないことができる。

児童、生徒又は幼児の区分	保護者等が負担する共済掛金の額 (1人当たり年額)
小学校又は義務教育学校の前期課程の児童及び中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒	要保護児童生徒以外の児童及び生徒 460円
	要保護児童生徒 20円
高等学校の全日制の課程又は中等教育学校の後期課程の生徒	1,400円
高等学校の定時制の課程の生徒	630円
特別支援学校の小学部の児童及び中学部の生徒	要保護児童生徒以外の児童及び生徒 370円
	要保護児童生徒 20円
特別支援学校の高等部の生徒	1,400円
幼稚園の幼児	180円

備考 この表において要保護児童生徒とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成15年政令第369号)第3条第6項に規定する要保護児童生徒をいう。

## (納入期限)

第3条 保護者等は、前条に規定する共済掛金を毎年6月30日までに本市に納入するものとする。

## (共済掛金の不還付)

第4条 既納の共済掛金は還付しない。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 昭和35年度に限り、第3条中「毎年6月30日」とあるのは「昭和35年9月30日」と読み替えるものとする。

附 則(昭和38年(教)規則第6号)～附 則(平成19年(教)規則第3号)

## 省略

附 則(平成23年(教)規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年(教)規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年(教)規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年(教)規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年(教)規則第6号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年(教)規則第5号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

空白ページ

札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則（昭和35年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(納入期限)</p> <p>第3条 保護者等は、前条に規定する共済掛金を毎年<u>6月30日</u>までに本市に納入するものとする。</p>	<p>(納入期限)</p> <p>第3条 保護者等は、前条に規定する共済掛金を毎年<u>9月30日</u>（教育長が特に認めるときは、同日後で教育長が定める日）までに本市に納入するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共済掛金徴収事務の見直しに伴う納入期限の変更及び規定整備</li> </ul>

空白ページ

## 災害共済給付制度と共済掛金について

### 1 災害共済給付制度について

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という）と学校の設置者との契約により、学校の管理下において児童・生徒が怪我を負った場合、その怪我に係る医療費等が給付される制度。

### 2 センターへ支払う共済掛金について

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「法」という）第17条第3項の規定により、学校の設置者はセンターとの契約時に、加入する児童・生徒に応じた共済掛金を支払うこととされており、当該共済掛金額により医療費等の給付が行われる。
- (2) 法第17条第4項の規定により、学校の設置者は政令で定める範囲内で共済掛金の一部を、加入する児童生徒の保護者等から徴収することとされている。ただし保護者等が経済的理由によって納付することが困難と認められるときは徴収をしないことができるとされており、札幌市においても規則第2条により要保護児童生徒及び就学援助受給世帯が該当する準要保護児童生徒については徴収を行っていない。

### 3 学校の設置者が保護者から徴収する掛金の納期限について

札幌市では現行規則において、毎年6月30日を納期限としており、その期限までに各家庭から徴収した保護者負担額を学校長が取りまとめて納入している。

空白ページ

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター法

発令：平成14年12月13日号外法律第162号

最終改正：令和4年6月22日号外法律第77号

改正内容：令和4年6月22日号外法律第76号[令和5年4月1日]

(業務の範囲)

### 第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。
- 二 スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。）が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
  - イ スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動
  - ロ 國際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催
- 三 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは実際生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
- 四 國際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。
- 五 投票法に規定する業務を行うこと。
- 六 スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うこと。
- 七 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。
- 八 スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第一条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三十条において「幼保連携型認定こども園」という。）及び学校教育法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十一条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。
- 九 前号に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと。
- 十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号に掲げる施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

(災害共済給付及び免責の特約)

第十六条 災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者（児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあっては当該生徒又は学生。次条第四項において同じ。）の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童生徒等の災害の範囲については、政令で定める。

3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童生徒等の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができる。

4 センターは、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定により同項の災害共済給付契約を締結すること及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。

(共済掛金)

第十七条 災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

2 前条第三項の規定により同条第一項の災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもって同項の共済掛金の額とする。

3 センターとの間に前条第一項の災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の数を乗じて得た額をセンターに対して支払わなければならない。

4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者から、第一項の共済掛金の額（第二項の場合にあっては、同項の政令で定める額を控除した額）のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によって納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

5 センターは、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

（国の補助がある場合の共済掛金の支払）

**第十八条** センターが第二十九条第二項の規定により補助金の交付を受けた場合において、学校のうち公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）の設置者が前条第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定によりその公立の義務教育諸学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしているときは、センターは、当該政令で定める額をその公立の義務教育諸学校の設置者に返還しなければならない。

（国の補助）

**第二十九条** 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費の一部をセンターに対して補助することができる。

2 国は、公立の義務教育諸学校の設置者が第十七条第四項ただし書の規定により、児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものから同項本文の学校の設置者の定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、センターに対して補助することができる。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者
- 二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

発令：平成15年8月8日号外政令第369号

最終改正：令和5年3月30日号外政令第126号

改正内容：令和5年3月30日号外政令第126号[令和5年4月1日]

(共済掛金の額)

**第七条** 法第十七条第一項の政令で定める額は、各年度につき、児童生徒等一人当たり、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 義務教育諸学校 九百二十円（要保護児童生徒にあっては、四十円）
- 二 高等学校及び専修学校 二千百五十円（夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程において教育を受ける生徒にあっては九百八十円、通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあっては二百八十円）
- 三 高等専門学校 千九百三十円
- 四 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）及び幼保連携型認定こども園 二百七十円

(免責の特約を付した場合に共済掛金の額に加える額)

**第八条** 法第十七条第二項の政令で定める額は、各年度につき、児童生徒等一人当たり十五円（高等学校及び専修学校の通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあっては、二円）とする。

(共済掛金の支払の期限)

**第九条** 法第十七条第三項の規定による共済掛金の支払は、各年度について、五月一日において在籍する児童生徒等（法第十六条第一項の規定による保護者の同意があるものに限る。）の数に基づき、同月三十一日までに行わなければならない。

(学校の設置者が保護者から徴収する額の範囲)

**第十条** 法第十七条第四項の政令で定める範囲は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

- 一 義務教育諸学校 十分の四から十分の六まで
- 二 高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び専修学校 十分の六から十分の九まで

(要保護者に準ずる程度に困窮している者)

**第十七条** 法第二十九条第二項第二号の政令で定める者は、同項の公立の義務教育諸学校の設置者が、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者とする。

2 公立の義務教育諸学校の設置者は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員に対して助言を求めることができる。

## 学校教育法

発令 : 昭和22年3月31日法律第26号

最終改正 : 令和4年6月22日号外法律第77号

改正内容 : 令和4年6月22日号外法律第76号[令和5年4月1日]

[保護者に対する援助]

**第十九条** 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

## 生活保護法

発令：昭和25年5月4日号外法律第144号

最終改正：令和5年5月19日号外法律第31号

改正内容：令和3年6月11日号外法律第66号[令和6年3月1日]

(無差別平等)

**第二条** すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（用語の定義）

**第六条** この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないとにかくわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

4 この法律において「金銭給付」とは、金銭の給与又は貸与によつて、保護を行うことをいう。

5 この法律において「現物給付」とは、物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

空白ページ

# 札幌市就学援助 学校事務処理要領

[札幌市立学校用]



この事務処理要領は、札幌市の就学援助制度に関する学校での事務の手引きです。

本書に記載のない事項で疑義が生じた場合などは、教育推進課学事係（TEL：211-3851）  
までお問い合わせください。

令和 5 年(2023 年) 6 月

札幌市教育委員会教育推進課学事係

## 目 次

1	就学援助制度の概要 【1~2 ページ】	
(1)	就学援助制度について	1
(2)	認定期間と申請手続き	1
(3)	申請から決定までの流れ	2
(4)	学年別申請時期・支給費目・認定期間	2
2	認定要件 【3~8 ページ】	
(1)	札幌市の就学援助の対象となる方	3
(2)	認定要件	3
(3)	審査方法（認定要件を満たしているか否かの確認方法）	7
3	制度周知・申請書交付 【9~10 ページ】	
(1)	周知（「就学援助のお知らせ」の配布）	9
(2)	申請書・申請要領の交付	9
(3)	小学校新入学児童のみの世帯への対応について	10
(4)	申請期限（保護者から学校への提出期限）	10
4	申請書類の受理とその後の対応 【11~15 ページ】	
(1)	申請書類の受理	11
(2)	書類確認	12
(3)	申請書の「特記事項等」欄への記載	13
(4)	取りまとめ・市教委への提出	13
(5)	受付業務の委託	14
(6)	審査結果及び認定月	14
(7)	審査結果の通知について	15
5	支給費目 【16~24 ページ】	
(1)	学用品費等・生徒会費	17
(2)	宿泊校外活動費	18
(3)	修学旅行費	19
(4)	体育実技用具	19
(5)	新入学児童生徒学用品費	20
(6)	通学費	21
(7)	給食費	22
(8)	学校病医療費	22
(9)	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	23
6	異動・変更等 【25~26 ページ】	
(1)	市内転校	24
(2)	市外転出	24
(3)	辞退	24
(4)	生活保護受給開始	25
(5)	就学援助再開	25
(6)	転校を伴わない住所変更・振込口座変更	25
(7)	世帯構成が変更になった場合	25
(8)	認定後に収入が増加した場合や無職の方が就職した場合など	25
7	学校徴収金滞納世帯への対応 【27~28 ページ】	
(1)	学校長口座払いの要件と対象	26
(2)	学校長口座払いの手続き方法	26
(3)	留意事項	27
8	Q & A 【28~31 ページ】	

# 1 就学援助制度の概要

## (1) 就学援助制度について

学校教育法第19条では「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と定められています。この規定に基づき、各市町村が児童生徒の就学に要する費用の一部を援助する制度が「就学援助」です。

学校教育法には、市町村が就学援助制度を実施することだけが定められており、具体的な制度設計や運用等は各市町村がそれぞれ行っています。

札幌市では、法で定める「経済的理由によって、就学困難」と認めるための要件（就学援助の認定要件）として、児童扶養手当を受けていること、市町村民税が非課税であること、世帯の年間所得が一定額以下であることなど、いくつかの要件を定めており、この認定要件を満たす世帯が就学援助を受けることができます。

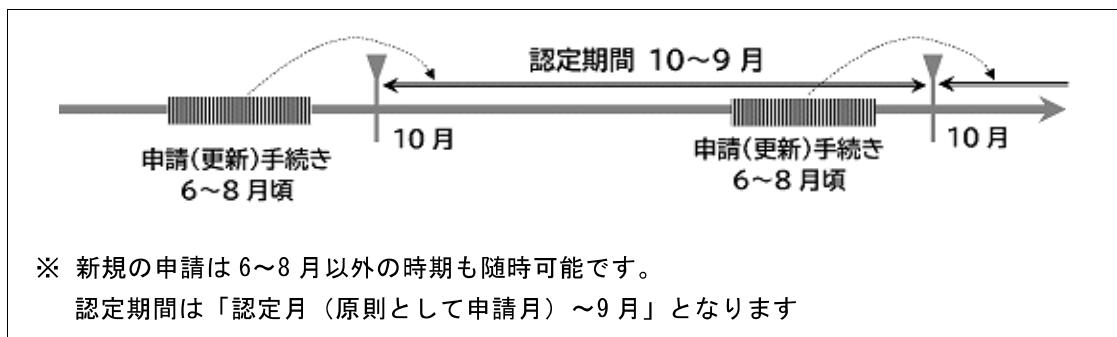
就学援助の認定を受けた世帯は、学用品費、給食費、修学旅行費など、札幌市が定める援助の項目に応じた給付（以下「支給費目」といいます。）を受けられます。また、就学援助制度による直接の支給費目以外にも、放課後児童クラブ（学童保育）の利用料の免除などのように、就学援助の認定を受けていることで他制度において優遇を受けられる場合があります。

## (2) 認定期間と申請手続き

就学援助の認定要件となっている児童扶養手当や世帯の課税・所得等の情報は毎年更新されるため、就学援助の認定は1年単位としており、毎年申請が必要です。

札幌市では、認定期間を「10月～翌年9月」の1年間としており、10月以降分の申請（更新）手続きは6月下旬頃に開始します（下図参照）。

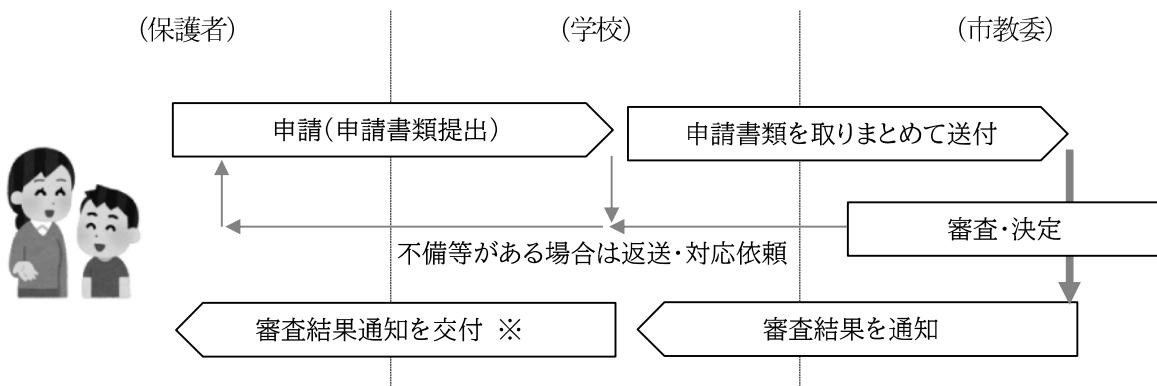
なお、新規の申請は随時受け付けています。離婚や失業により就学援助が必要になった世帯など、年間を通していつでも申請できます。認定期間の途中で申請した場合、原則として申請月（学校で最初に申請書類を受け付けた日の属する月）から認定となります。終期は必ず9月となります。（例：令和6年2月認定となった場合、認定期間は令和6年2月～令和6年9月です。）



### (3) 申請から決定までの流れ

就学援助を希望する世帯は、申請書類（申請書及び申請書に添付して提出する書類をいいます。以下同じ。）を学校に提出します。学校では、受理した申請書類を確認し、不備等がある場合は適宜保護者に対応依頼を行ったうえで、取りまとめて札幌市教育委員会（以下「市教委」といいます。）に送付します。

市教委で審査を行い、その結果を学校に通知します。学校では、自校で申請を受理した世帯に対して、保護者に審査結果の通知を交付します。



※ 別の学校で申請受理した世帯分については交付不要。（例：A 中の生徒と B 小の児童の世帯からの申請を B 小で受理した場合、保護者への通知の交付は B 小から行うため、A 中からの交付は不要。）

### (4) 学年別申請時期・支給費目・認定期間

学年 (10月時点)	申請時期 (※1)	支給費目	認定期間
小学校入学前	6月以降(※2)	小学校入学準備金 + 小1前期分	小1の9月まで
小1	6~8月頃	小1後期分 + 小2前期分	小2の9月まで
小2	6~8月頃	小2後期分 + 小3前期分	小3の9月まで
小3	6~8月頃	小3後期分 + 小4前期分	小4の9月まで
小4	6~8月頃	小4後期分 + 小5前期分	小5の9月まで
小5	6~8月頃	小5後期分 + 小6前期分	小6の9月まで
小6	6~8月頃	小6後期分(※3) + 中1前期分	中1の9月まで
中1	6~8月頃	中1後期分 + 中2前期分	中2の9月まで
中2	6~8月頃	中2後期分 + 中3前期分	中3の9月まで
中3	6~8月頃	中3後期分	中3の3月まで(※4)

※1 申請時期に記載している時期以外でも、年度途中の随時の申請も可能です。

※2 在学中の児童生徒に加えて、次年度小学校に入学するお子様も申請対象となります。

※3 小6後期分には、中学校入学準備金を含みます。また、小学校から中学校に進学する際も、保護者においては特段の手続を要さず中1の9月まで引き続き受給可能です。

※4 就学援助の対象は中学生までのため、中3の方は3月で終了となります。

## 5 支給費目

本章に記載の支給費目・金額等は、令和6年3月までの内容です。令和6年4月以降分については、国の基準改定等により変更となる場合があります。

札幌市における就学援助の支給費目の概要は下表のとおりです。札幌市立以外の学校（国立・道立・私立等）の場合は支給対象外となる費目（下表の▲及び◆）があります。

個別の支給費目の内容については、次ページ以降を参照してください。また、個別の費目ごとに別途、市教委から通知文や依頼文等をお送りしておりますので、詳細はそれらの文書をご参照ください。

支給費目一覧

支給費目	支給対象者	支給内容
学用品費等	小・中学生	小1：13,230円/年 小2～6：15,500円/年 中1：25,040円/年 中2・3：27,310円/年
生徒会費	中学生	2,340円/年
宿泊校外活動費▲	実施日前までに申請し、認定された者で、行事に参加した者	交通費・見学科相当額（宿泊費等は対象外）
修学旅行費▲		実費相当額（一部対象外経費あり）
体育実技用具	小1・小4・中1（授業の実施があり、助成時期までに認定された方のみ）	（小学校）スキー用具の現物支給 （中学校）スキー用具又は柔道衣の現物支給
新入学児童生徒学用品費（入学準備金）	令和6年4月小学校入学者 (認定月が令和6年4月以前の者に限る)	小学校入学準備金：54,060円
	令和6年4月中学校入学者 (認定月が令和6年3月以前の者に限る)	中学校入学準備金：63,000円
通学費◆ (夏季：4～10月分) (冬季：11～3月分)	片道の通学距離が次の距離以上の方 (夏季) 小学生：4km 中学生：6km (冬季) 小学生：2km 中学生：3km ※ 開成中等教育学校は支給対象外	公共交通機関の利用額
給食費◆	小・中学生	認定月以降の給食費が無料 (市が負担し学校に支払)
学校病医療費◆	小・中学生で、所定の疾病（結膜炎・中耳炎・むし歯など）の治療を受ける方	医療費自己負担額が無料 (市が負担し医療機関に支払)
災害共済掛金◆	5月1日時点で認定された方	日本スポーツ振興センター災害共済掛金が無料 (市が負担し同センターに支払)

▲：私立学校は支給対象外 ◆：札幌市立学校以外（国立・道立・私立等）は支給対象外

注1) 学用品費等及び生徒会費については、令和6年3月までの基準による年額を記載しています。令和6年4月以降の金額に変更がある場合は、それに応じて年額も変わります。

注2) 11月以降に認定になった場合、学用品費等及び生徒会費の支給額は月割りとなります。（次ページ参照）

支給は、医療機関からの請求に基づき、市教委から医療機関に直接、振込により支払います。保護者への支給（領収書の提出による還付等）は、理由にかかわらずできませんのでご注意ください。

○ 学校病医療券の発行に関する注意事項～実際トラブルになった事例です。ご注意ください。

学校病医療券の対応については、あくまでも医療機関の任意となっています。このため、医療機関によっては学校病医療券を使用できない場合があります。

学校病医療券に対応していない医療機関を事前に確認せず受診したことで、当該医療機関とのトラブルに学校が巻き込まれた事例が複数回発生しています。

保護者に学校病医療券を交付する際は、他の児童生徒が現に学校病医療券を使用して通院している場合など明らかに使用可能であることが分かっている場合を除き、必ず事前に医療機関に使用可否を確認してから受診するよう、保護者にお伝えください。

(9) 日本スポーツ振興センター災害共済掛金

支給対象校	札幌市立学校のみ
支給対象者	小学生・中学生で、5月1日時点で認定を受けている方
支給方法	なし（実質免除）
支給時期	一
支給額	掛金の保護者負担額（1人につき年額460円）

学校の管理下での事故により児童生徒が負傷し、障害を負い、又は死亡したときは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「振興センター」といいます。）が運営する災害共済給付制度による給付を受けることができます。

小学生及び中学生の場合、掛金は加入者1人につき年額920円であり、これを保護者と学校設置者（札幌市）で50%（460円）ずつ負担しています。

例年、5月1日時点での加入者数に応じた掛金の額を振興センターに支払う必要がありますが、5月1日時点で就学援助の認定を受けている児童生徒分の掛金については、保護者負担額を札幌市が代わって支払うこととしているため、保護者にとっては実質無料となります。

振興センターとの災害共済給付契約に係る名簿の更新を毎年度明けに行う必要があるため、例年4月頃、各学校長あてに加入者数等の報告の依頼文書を送付します。報告の内容及び方法、注意事項等については依頼文書をご参照のうえ、適正な報告につきご協力をお願いいたします。